

教員任免規程

規程第 1-13 号

(総則)

第1条 学校法人先端教育機構が設置する大学（以下「本学」という）において雇用または嘱託する教員の任免は、この規程の定めによる。本規程に定めのない事項に関しては、就業規則に準ずる。

(教員の種類)

第2条 本学には、専任教員（みなし専任及び専任教員扱いの特任教授を含む）と兼任教員を置く。

2 本学の専任教員は次の通りとする。

- (1) 教授
- (2) 特任教授
- (3) 准教授
- (4) 専任講師
- (5) 助教
- (6) 助手

3 本学の兼任教員は次の通りとする。

- (1) 客員教授
- (2) 特任教授
- (3) 特別招聘教授
- (4) 特命教授
- (5) 特任准教授
- (6) 客員准教授
- (7) 特別講師
- (8) 非常勤講師

(役職)

第3条 本学には必要に応じて次の役職を置く。役職者は、専任教員の中から、理事会の議を経て理事長が任命する。

- (1) 総長
- (2) 学長
- (3) 副学長
- (4) 研究科長
- (5) 学監

- 2 前項の他に必要に応じて理事会の承認にて役職を設置することができる。
- 3 学長選出については、別に「学長選出規程」で定める。
- 4 研究科長選出については、別に「研究科長選出規程」で定める。
- 5 学監選出については、別に「学監選出規程」で定める。

(任用及び昇格)

第4条 本学の教員のうち専任教員は理事長の承認で任用及び昇格することができる。また、兼任教員に関しても同様とする。なお、理事長は、任用及び昇格に関して、人事委員会の意見を徵するものとする。

- 2 人事委員会については別途「人事委員会規程」を定める。

(教授の資格)

第5条 教授（専ら本学での教育・研究に従事する教授）となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上、特に優れた業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専門職学位を有し、当該専門職学位の分野に関する実務上の特に優れた業績を有する者
- (4) 他大学において、満5年以上准教授の経験を有し、研究上、特に優れた業績を有する者
- (5) 本学の教科科目の分野について、特に優れた経験又は知識を有する者と認められる者
- (6) 本学において、満1年以上准教授の経験を有し、研究上及び教育上、特に優れた業績を有する者

2 専任の特任教授とは、前項の各号のいずれかに該当し、教授に準ずる知識及び経験を有すると認められる者をいう。

(准教授の資格)

第6条 准教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経験のある者
- (3) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (4) 企業、研究所等に在職し、研究上特に優れた業績を有する者
- (5) 本学の教科科目の分野について、優れた経験又は知識を有する者と認められる者

(専任講師の資格)

第7条 専任講師となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第5条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第8条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第5条各号又は第6条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (3) 本学の教科科目の分野について、経験又は知識を有する者と認められる者

(みなし専任教員の資格)

第9条 みなし専任教員とは、兼任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者で、教授、准教授、専任講師、助教いずれか資格を満たし、年間4単位以上の科目を担当することで専任教員とみなされる教員をいう。

2 みなし専任教員の職位は、教授、准教授、専任講師又は助教とする。

(助手の資格)

第10条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位又は学士（専門職）の学位を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(客員教授及び特任教授、特別招聘教授、特命教授、特任准教授、客員准教授の資格)

第11条 客員教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 研究上又は実務上の業績が、教授に準ずる知識及び経験を有すると認められる者
 - (2) 本学の教科科目の分野について、教授に準ずる知識及び経験を有すると認められる者
- 2 兼任の特任教授とは、客員教授のうち、研究指導に携わる者をいう。
- 3 特別招聘教授とは、客員教授のうち、極めて優れた経験又は知識を有する者をいう。
- 4 特命教授とは、客員教授のうち、本学の運営に必要な特別な業務を担当する者をいう。
- 5 客員准教授とは、本学の教科科目の分野について、専任の准教授に準ずる知識及び経

験を有すると認められる者をいう。

6 特任准教授とは、客員准教授のうち、研究指導に携わる者をいう。

(特別講師及び非常勤講師の資格)

第12条 特別講師又は非常勤講師となることができる者は実務において秀でた実績を残しているか、教育研究の分野においてその専門分野の第一人者と認められる者とする。

(任期)

第13条 任期を定めた専任教員の場合、契約の日から2年目の3月31日までを任期とする。兼任教員については、契約の日から1年目の3月31日までを任期とする。ただし、いずれの場合も、継続する契約期間が10年を超えない範囲で再任は妨げない。

(給与等)

第14条 任用する専任教員の給与及び待遇並びに兼任教員の講義手当については、別に定める。

(解任)

第15条 本学のすべての教員が次の事項に該当した場合には、理事長は、第13条に係わらず、理事会の議を経て、雇用又は嘱託契約を解約することができる。

- (1) 法律に反する行為があり、理事会において解任が適切と判断された場合
- (2) 本学の諸規程に反した場合
- (3) 本学の名誉又は信用を失墜する行為があった場合
- (4) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合
- (5) 本学の教員にふさわしくない行為があった場合（ハラスメント、職務に絡む金銭の授受など）

(秘密の保持)

第16条 専任教員及び兼任教員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則（2013（平成25）年8月30日一部改定）

この規程は、2013（平成25）年9月1日から施行する。

附 則（2015（平成27）年3月19日一部改定）

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則（2016（平成28）年3月24日一部改定）

この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則（2020（令和2）年10月28日一部改定）

この規程は、2020（令和2）年11月1日から施行する。

附 則（2022（令和4）年8月31日一部改定）

この規程は、2022（令和4）年9月20日から施行する。

附 則（2023（令和5）年2月22日一部改定）

この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。